

(法務委員会)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八五号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に收容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替收容等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、未決拘禁者等の処遇

- 1 未決拘禁者等の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につきその根拠及び限界を定める。
- 2 未決拘禁者等の衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずる。
- 3 未決拘禁者等の不服申立制度(審査の申請、事実の申告、苦情の申出)を整備する。

二、留置施設及び海上保安留置施設の基本及び管理運営

- 1 留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠を定める。
- 2 刑事施設の収容対象者について、一部の者を除き、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる。

- 3 留置施設視察委員会を設置する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。